

北海道が令和4年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任する。

令和5年3月6日

北海道知事 鈴木 直道

(農政部所管分その35)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
1 食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業 食肉における生産・流通体制の構築や輸出拡大を図るために、予算の範囲内で補助する。		市町村、農業者の組織する団体等が食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業を行う場合又は市町村等が食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業を行う農業者の組織する団体等に対し当該業費を補助する場合における当該事業に要する経費又は当該補助の対象となる経費		農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 農政第212号様式 別に指示する様式	農政第29号様式 農政第31号様式 農政第212号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局 又は振興局 (全道の区域にわたり事業を行う団体にあっては農政部 生産振興局 畜産振興課)	総合振興局長 又は振興局長 (全道の区域にわたり事業を行なう団体が実施する場合を除く。)	
食肉流通構造高度化・輸出拡大事業								
食肉処理施設整備	別記1のとおり		2分の1以内					